

医科点数表第2章第10部手術通則5及び6に掲げる手術の件数（2024年1月～2024年12月）

区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

区分2に分類される手術	件数
ア 靭帯断裂形成手術等	0
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術の総件数	件数
	0

その他に分類される手術	件数
ア 人工関節置換術	0
イ 乳児外科施設基準対象手術（1歳未満）	0
ウ ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術	0
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0